

岐阜県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和7年2月1日現在)

	牛												水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数							
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外				
農場数	76	1	1	74	393	4	6	383	0	0	0	0	1	0	1	0	73	1	29	43	17	0	13	4				
全国	10,220	622	51	9,547	31,229	756	849	29,624	12	0	2	10	148	0	81	67	3,976	44	887	3,045	960	0	542	418				
全国シェア	0.7%	0.2%	0.2%	0.8%	1.3%	0.5%	0.7%	1.3%	—	—	—	—	0.7%	—	1.2%	—	1.8%	2.3%	3.3%	1.4%	1.8%	—	2.4%	1.0%				
頭羽数	4,710	480	1	4,229	33,283	2,483	6	30,794	0	0	0	0	X	0	X	0	935	477	29	429	69	0	36	33				
全国	1,267,042	387,925	45	879,072	2,360,520	849,807	831	1,508,882	130	0	2	128	3,059	0	153	2,906	74,214	22,623	886	50,705	24,741	0	1,336	23,405				
全国シェア	0.4%	0.1%	2.2%	0.5%	1.4%	0.3%	0.7%	2.0%	—	—	—	—	X	—	X	—	1.3%	2.1%	3.3%	0.8%	0.3%	—	2.7%	0.1%				

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	164	0	149	15	81	10	51	20	2	0	2	0	332	12	253	67	24	3	1	20	37	0	35	2
全国	5,089	0	4,340	749	5,569	846	1,792	2,931	205	0	185	20	12,012	489	8,741	2,782	3,631	345	299	2,987	865	8	790	67
全国シェア	3.2%	—	3.4%	2.0%	1.5%	1.2%	2.8%	0.7%	1.0%	—	1.1%	—	2.8%	2.5%	2.9%	2.4%	0.7%	0.9%	0.3%	0.7%	4.3%	—	4.4%	3.0%
頭羽数	557	0	333	224	104,835	83,551	58	21,228	X	0	X	0	6,054,897	4,822,612	3,576	1,228,709	988,934	506,700	25	482,209	1,809	0	109	1,800
全国	21,050	0	9,024	12,026	8,813,468	6,002,071	2,464	2,808,933	735	0	306	429	188,821,158	146,149,630	137,871	42,533,657	154,708,442	51,491,498	5,007	103,211,937	368,166	149,261	7,280	211,625
全国シェア	2.6%	—	3.7%	1.9%	1.2%	1.4%	2.4%	0.8%	X	—	X	—	8.2%	3.3%	2.6%	2.9%	0.6%	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%	—	1.5%	0.8%

	うずら				きじ				だちよう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	12	0	12	0	3	0	2	1	1	0	1	0	3	0	3	0	3	0		
全国	612	12	570	30	196	0	161	35	192	0	159	33	72	0	65	7	89	0		
全国シェア	2.0%	—	2.1%	—	1.5%	—	1.2%	2.9%	0.5%	—	0.6%	—	4.2%	—	4.6%	—	3.4%	—		
頭羽数	37	0	37	0	404	0	4	400	X	0	X	0	17	0	17	0	9	0		
全国	3,261,097	2,368,000	3,558	889,539	47,182	0	1,589	45,593	2,744	0	463	2,281	15,192	0	635	14,557	2,464	0		
全国シェア	0.0%	—	1.0%	—	0.9%	—	0.3%	0.9%	X	—	X	—	0.1%	—	2.7%	—	0.4%	—		

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
 - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
 - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちようの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数										
	乳用	全体	75	うち大規模	1						
	肉用	全体	387	うち大規模	4						
	1 家畜所有者の責務			2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(乳用)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	73 (97.3%)	75 (100.0%)	71 (94.7%)	75 (100.0%)	70 (93.3%)	68 (90.7%)	72 (96.0%)
遵守農場数(肉用)	387 (100.0%)	384 (99.2%)	385 (99.5%)	387 (100.0%)	330 (85.3%)	374 (96.6%)	339 (87.6%)	386 (99.7%)	343 (88.6%)	329 (85.0%)	359 (92.8%)
	4 記録の作成及び保管							5 大規模所有者が講ずる措置		6 獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	65 (86.7%)	60 (80.0%)	73 (97.3%)	74 (98.7%)	74 (98.7%)	74 (98.7%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	73 (97.3%)
遵守農場数(肉用)	319 (82.4%)	273 (70.5%)	367 (94.8%)	384 (99.2%)	384 (99.2%)	386 (99.7%)	386 (99.7%)	382 (98.7%)	4 (100.0%)	4 (100.0%)	385 (99.5%)
	7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8 衛生管理区域の設定			9 放牧制限の準備	10 埋却等の準備	11 愛玩動物の飼養禁止	12 密飼いの防止	13 衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14 他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	74 (98.7%)	71 (94.7%)	72 (96.0%)	72 (96.0%)	74 (98.7%)	71 (94.7%)	65 (86.7%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	73 (97.3%)	69 (92.0%)
遵守農場数(肉用)	385 (99.5%)	340 (87.9%)	360 (93.0%)	376 (97.2%)	377 (97.4%)	368 (95.1%)	334 (86.3%)	386 (99.7%)	378 (97.7%)	380 (98.2%)	332 (85.8%)
	16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18 他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20 飲用水の給与	21 安全な資材の利用	22 家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	71 (94.7%)	60 (80.0%)	74 (98.7%)	65 (86.7%)	56 (74.7%)	72 (96.0%)	73 (97.3%)	71 (94.7%)	74 (98.7%)	75 (100.0%)	66 (88.0%)
遵守農場数(肉用)	351 (90.7%)	250 (64.6%)	381 (98.4%)	325 (84.0%)	249 (64.3%)	363 (93.8%)	384 (99.2%)	347 (89.7%)	386 (99.7%)	383 (99.0%)	339 (87.6%)
	23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25 器具の定期的な清掃又は消毒等		26 畜舎への不必要な物品の持込み制限	27 死体保管場所への野生動物の侵入防止	28 給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29 ねずみ及び害虫の駆除	30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	69 (92.0%)	72 (96.0%)	74 (98.7%)	74 (98.7%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	70 (93.3%)	72 (96.0%)	67 (89.3%)	69 (92.0%)
遵守農場数(肉用)	326 (84.2%)	343 (88.6%)	381 (98.4%)	361 (93.3%)	385 (99.5%)	378 (97.7%)	373 (96.4%)	345 (89.1%)	359 (92.8%)	297 (76.7%)	352 (91.0%)
	31 畜舎等施設の清掃及び消毒	32 毎日の家畜の健康観察	33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34 衛生管理区域から退出する車両の消毒	35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36 家畜の出荷又は移動時の健康観察		37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発現時の出荷・移動の制限	③特定症状発現時の物品の持出し制限	
遵守農場数(乳用)	70 (93.3%)	75 (100.0%)	68 (90.7%)	64 (85.3%)	69 (92.0%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	352 (91.0%)	386 (99.7%)	326 (84.2%)	319 (82.4%)	367 (94.8%)	385 (99.5%)	380 (98.2%)	387 (100.0%)	387 (100.0%)	387 (100.0%)	387 (100.0%)
	38 特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止										
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等							
遵守農場数(乳用)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)	75 (100.0%)							
遵守農場数(肉用)	387 (100.0%)	387 (100.0%)	387 (100.0%)	387 (100.0%)							

④ 馬

対象農場数			
全体	44	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	44 (100.0%)	43 (97.7%)	44 (100.0%)	42 (95.5%)	40 (90.9%)	43 (97.7%)	41 (93.2%)	44 (100.0%)	40 (90.9%)	39 (88.6%)	41 (93.2%)
	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管			
遵守農場数	39 (88.6%)	36 (81.8%)	42 (95.5%)	42 (95.5%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	42 (95.5%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与	
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数	43 (97.7%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)	42 (95.5%)	43 (97.7%)	42 (95.5%)	43 (97.7%)	42 (95.5%)	43 (97.7%)	
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持ち込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の清掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	44 (100.0%)	44 (100.0%)	43 (97.7%)	38 (86.4%)	42 (95.5%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	41 (93.2%)	39 (88.6%)	43 (97.7%)
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	43 (97.7%)	44 (100.0%)	43 (97.7%)	42 (95.5%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)

※ 対象農場数は、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏のうちについては、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和7年4月1日現在)

総計	獣 医 師																獣医師以外の者	
	合計 A+B+C	計 A	地 方 公 共 団 体									民 間 団 体				個人診療 C		
			都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他				
			本 庁	家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他	地 方 農 林 事 務 所 等								家 畜 保 健 衛 生 所			畜 産 試 験 場 等
152	152	152	8	12	1	6	50	11	5	17	31	0	11	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,222	1,222	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

静岡県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和7年2月1日現在)

	牛									水牛			鹿			馬			めん羊					
	乳用				肉用				報告数			報告数			報告数			報告数						
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	152	9	2	141	121	10	2	109	1	0	0	1	5	0	3	2	87	0	27	60	38	0	26	12
全国	10,220	622	51	9,547	31,229	756	849	29,624	12	0	2	10	148	0	81	67	3,976	44	887	3,045	960	0	542	418
全国シェア	1.5%	1.4%	3.9%	1.5%	0.4%	1.3%	0.2%	0.4%	8.3%	-	-	10.0%	3.4%	-	3.7%	3.0%	2.2%	-	3.0%	2.0%	4.0%	-	4.8%	2.9%
頭羽数	12,771	3,703	2	9,066	19,195	6,320	3	12,872	X	0	0	X	59	0	5	54	968	0	27	941	285	0	60	225
全国	1,267,042	387,925	45	879,072	2,360,520	849,807	831	1,508,882	130	0	2	128	3,059	0	153	2,906	74,214	22,623	886	50,705	24,741	0	1,336	23,405
全国シェア	1.0%	1.0%	4.4%	1.0%	0.8%	0.7%	0.4%	0.9%	X	-	-	X	1.9%	-	3.3%	1.9%	1.3%	-	3.0%	1.9%	1.2%	-	4.5%	1.0%
	山羊				豚				いのしし			鶏			あひる									
	報告数				報告数				報告数			報告数			報告数									
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	225	0	194	31	163	6	85	72	7	0	7	0	308	6	222	80	34	3	3	28	41	0	40	1
全国	5,089	0	4,340	749	5,569	846	1,792	2,931	205	0	185	20	12,012	489	8,741	2,782	3,631	345	299	2,987	865	8	790	67
全国シェア	4.4%	-	4.5%	4.1%	2.9%	0.7%	4.7%	2.5%	3.4%	-	3.8%	-	2.6%	1.2%	2.5%	2.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	4.7%	-	5.1%	1.5%
頭羽数	782	0	412	370	88,401	25,644	108	62,649	10	0	10	0	5,277,042	4,589,769	4,103	673,170	1,154,390	365,000	31	789,359	535	0	415	120
全国	21,050	0	9,024	12,026	8,813,468	6,002,071	2,464	2,808,933	735	0	306	429	188,821,158	146,149,630	137,871	42,533,657	154,708,442	51,491,498	5,007	103,211,937	368,166	149,261	7,280	211,625
全国シェア	3.7%	-	4.6%	3.1%	1.0%	0.4%	4.4%	2.2%	1.4%	-	3.3%	-	2.8%	3.1%	3.0%	1.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.1%	-	5.7%	0.1%
	うずら				きじ				だちよう			ほろほろ鳥			七面鳥									
	報告数				報告数				報告数			報告数			報告数									
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	23	0	21	2	5	0	4	1	12	0	8	4	3	0	2	1	5	0	5	0				
全国	612	12	570	30	196	0	161	35	192	0	159	33	72	0	65	7	89	0	82	7				
全国シェア	3.8%	-	3.7%	6.7%	2.6%	-	2.5%	2.9%	6.3%	-	5.0%	12.1%	4.2%	-	3.1%	14.3%	5.6%	-	6.1%	-				
頭羽数	112,715	0	215	112,500	1,048	0	48	1,000	102	0	28	74	156	0	34	122	14	0	14	0				
全国	3,261,097	2,368,000	3,558	889,539	47,182	0	1,589	45,593	2,744	0	463	2,281	15,192	0	635	14,557	2,464	0	540	1,924				
全国シェア	3.5%	-	6.0%	12.6%	2.2%	-	3.0%	2.2%	3.7%	-	6.0%	3.2%	1.0%	-	5.4%	0.8%	0.6%	-	2.6%	-				

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
 - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
 - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちようの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	150	うち大規模	9
肉用	全体	119	うち大規模	10

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	150 (100.0%)	150 (100.0%)	144 (96.0%)	149 (99.3%)	129 (86.0%)	147 (98.0%)	118 (78.7%)	148 (98.7%)	98 (65.3%)	105 (70.0%)	130 (86.7%)		
遵守農場数(肉用)	118 (99.2%)	115 (96.6%)	116 (97.5%)	117 (98.3%)	95 (79.8%)	112 (94.1%)	85 (71.4%)	117 (98.3%)	53 (44.5%)	66 (55.5%)	95 (79.8%)		

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	99 (66.0%)	63 (42.0%)	138 (92.0%)	140 (93.3%)	148 (98.7%)	148 (98.7%)	148 (98.7%)	134 (89.3%)	7 (77.8%)	8 (88.9%)	138 (92.0%)
遵守農場数(肉用)	73 (61.3%)	31 (26.1%)	107 (89.9%)	109 (91.6%)	118 (99.2%)	119 (100.0%)	115 (96.6%)	86 (72.3%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	105 (88.2%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	142 (94.7%)	126 (84.0%)	138 (92.0%)	143 (95.3%)	146 (97.3%)	144 (96.0%)	113 (75.3%)	148 (98.7%)	145 (96.7%)	143 (95.3%)	114 (76.0%)
遵守農場数(肉用)	113 (95.0%)	107 (89.9%)	103 (86.6%)	110 (92.4%)	112 (94.1%)	107 (89.9%)	97 (81.5%)	118 (99.2%)	118 (99.2%)	118 (99.2%)	60 (50.4%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	104 (69.3%)	75 (50.0%)	146 (97.3%)	103 (68.7%)	62 (41.3%)	141 (94.0%)	141 (94.0%)	143 (95.3%)	139 (92.7%)	147 (98.0%)	123 (82.0%)
遵守農場数(肉用)	71 (59.7%)	48 (40.3%)	114 (95.8%)	81 (68.1%)	49 (41.2%)	110 (92.4%)	111 (93.3%)	115 (96.6%)	110 (92.4%)	112 (94.1%)	100 (84.0%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	114 (76.0%)	106 (70.7%)	142 (94.7%)	143 (95.3%)	148 (98.7%)	149 (99.3%)	139 (92.7%)	115 (76.7%)	131 (87.3%)	99 (66.0%)	130 (86.7%)
遵守農場数(肉用)	67 (56.3%)	59 (49.6%)	116 (97.5%)	105 (88.2%)	113 (95.0%)	117 (98.3%)	104 (87.4%)	93 (78.2%)	97 (81.5%)	76 (63.9%)	110 (92.4%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止				
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限		
遵守農場数(乳用)	126 (84.0%)	150 (100.0%)	110 (73.3%)	98 (65.3%)	136 (90.7%)	149 (99.3%)	143 (95.3%)	149 (99.3%)	146 (97.3%)	146 (97.3%)	146 (97.3%)	
遵守農場数(肉用)	92 (77.3%)	119 (100.0%)	65 (54.6%)	84 (70.6%)	108 (90.8%)	119 (100.0%)	115 (96.6%)	119 (100.0%)	118 (99.2%)	118 (99.2%)	118 (99.2%)	

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	149 (99.3%)	149 (99.3%)	150 (100.0%)	150 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	119 (100.0%)	119 (100.0%)	119 (100.0%)	118 (99.2%)

② 豚

対象農場数			
全体	78	うち大規模	6

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	78 (100.0%)	77 (98.7%)	77 (98.7%)	78 (100.0%)	72 (92.3%)	76 (97.4%)	76 (97.4%)	78 (100.0%)	68 (87.2%)	69 (88.5%)	75 (96.2%)	
	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定	
遵守農場数	68 (87.2%)	60 (76.9%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	77 (98.7%)	73 (93.6%)	6 (100.0%)	5 (83.3%)	3 (50.0%)	
	6獣医師等の健康管理指導	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	
			①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	77 (98.7%)	75 (96.2%)	77 (98.7%)	72 (92.3%)	77 (98.7%)	78 (100.0%)	70 (89.7%)	72 (92.3%)	78 (100.0%)	77 (98.7%)	78 (100.0%)	
	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与			
		①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止						
遵守農場数	71 (91.0%)	71 (91.0%)	56 (71.8%)	74 (94.9%)	73 (93.6%)	64 (82.1%)	75 (96.2%)	76 (97.4%)	71 (91.0%)			
	21処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等		
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施			
遵守農場数	77 (98.7%)	74 (94.9%)	74 (94.9%)	78 (100.0%)	76 (97.4%)	75 (96.2%)	76 (97.4%)	78 (100.0%)	76 (97.4%)	68 (87.2%)		
	26畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用				27器具の定期的な清掃又は消毒等		28畜舎外での病原体による汚染防止					
	①畜舎専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣時の交差汚染の防止	③畜舎内外での作業者の区分等	④汚れた衣服・靴の洗浄・消毒等	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等	①畜舎への不必要な物品の持込み制限	②畜舎間移動の際のゲージ・リフト等の使用	③畜舎出入口における重機・一輪車等の洗浄・消毒			
遵守農場数	45 (57.7%)	44 (56.4%)	56 (71.8%)	77 (98.7%)	78 (100.0%)	75 (96.2%)	78 (100.0%)	68 (87.2%)	65 (83.3%)			
	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への野生動物の排せつ物の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		33畜舎等施設の清掃及び消毒	34毎日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒				
遵守農場数	57 (73.1%)	71 (91.0%)	74 (94.9%)	74 (94.9%)	77 (98.7%)	74 (94.9%)	67 (85.9%)	69 (88.5%)	73 (93.6%)	78 (100.0%)	69 (88.5%)	
	36衛生管理区域から退出する車両の消毒	37衛生管理区域から撤出する物品の消毒等	38家畜の出荷又は移動時の健康観察		39特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			40特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
			①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数	70 (89.7%)	75 (96.2%)	78 (100.0%)	77 (98.7%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	68 (87.2%)	68 (87.2%)	

④ 馬

対象農場数			
全体	60	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	60 (100.0%)	58 (96.7%)	58 (96.7%)	59 (98.3%)	55 (91.7%)	58 (96.7%)	55 (91.7%)	59 (98.3%)	36 (60.0%)	37 (61.7%)	52 (86.7%)
	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管			
遵守農場数	33 (55.0%)	22 (36.7%)	53 (88.3%)	57 (95.0%)	56 (93.3%)	59 (98.3%)	59 (98.3%)	43 (71.7%)	54 (90.0%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与	
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数	54 (90.0%)	52 (86.7%)	57 (95.0%)	58 (96.7%)	55 (91.7%)	51 (85.0%)	30 (50.0%)	58 (96.7%)	57 (95.0%)	58 (96.7%)	
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持ち込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	60 (100.0%)	57 (95.0%)	52 (86.7%)	35 (58.3%)	57 (95.0%)	53 (88.3%)	60 (100.0%)	53 (88.3%)	55 (91.7%)	53 (88.3%)	58 (96.7%)
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	57 (95.0%)	59 (98.3%)	50 (83.3%)	28 (46.7%)	52 (86.7%)	60 (100.0%)	58 (96.7%)	60 (100.0%)	60 (100.0%)	60 (100.0%)	60 (100.0%)

※ 対象農場数は、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏のうちについては、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和7年4月1日現在)

総計	獣 医 師																獣医師以外の者	
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体						個人診療 C
		都 道 府 県										計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他			
		本 庁			地方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所	保 健 所	市 町 村					そ の 他		
家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他																
98	98	93	11	3	0	5	46	19	1	4	3	0	1	0	0	0	5	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,230	1,230	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

愛知県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和7年2月1日現在)

	牛									水牛				鹿			馬			めん羊				
	乳用				肉用				報告数				報告数			報告数			報告数					
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	196	17	1	178	267	9	6	252	0	0	0	0	9	0	4	5	106	1	33	72	24	0	17	7
全国	10,220	622	51	9,547	31,229	756	849	29,624	12	0	2	10	148	0	81	67	3,976	44	887	3,045	960	0	542	418
全国シェア	1.9%	2.7%	2.0%	1.9%	0.9%	1.2%	0.7%	0.9%	—	—	—	—	6.1%	—	4.9%	7.5%	2.7%	2.3%	3.7%	2.4%	2.5%	—	3.1%	1.7%
頭羽数	17,957	4,692	1	13,264	41,439	10,910	6	30,523	0	0	0	0	32	0	7	25	1,577	818	33	726	151	0	44	107
全国	1,267,042	387,925	45	879,072	2,360,520	849,807	831	1,508,882	130	0	2	128	3,059	0	153	2,906	74,214	22,623	886	50,705	24,741	0	1,336	23,405
全国シェア	1.4%	1.2%	2.2%	1.5%	1.8%	1.3%	0.7%	2.0%	—	—	—	—	1.0%	—	4.6%	0.9%	2.1%	3.6%	3.7%	1.4%	0.6%	—	3.3%	0.5%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	216	0	180	36	345	33	174	138	2	0	1	1	397	18	224	155	45	2	4	39	50	0	49	1
全国	5,089	0	4,340	749	5,569	846	1,792	2,931	205	0	185	20	12,012	489	8,741	2,782	3,631	345	299	2,987	865	8	790	67
全国シェア	4.2%	—	4.1%	4.8%	6.2%	3.9%	9.7%	4.7%	1.0%	—	0.5%	5.0%	3.3%	3.7%	2.6%	1.0%	1.2%	0.6%	1.3%	1.3%	5.8%	—	6.2%	1.5%
頭羽数	4,005	0	354	651	312,545	160,033	222	152,290	X	0	X	X	7,056,069	4,193,774	3,787	2,858,508	1,379,338	554,084	26	825,228	4,754	0	254	4,500
全国	21,050	0	9,024	12,026	8,813,468	6,002,071	2,464	2,808,933	735	0	306	429	188,821,158	146,149,630	137,871	42,533,657	154,708,442	51,491,498	5,007	103,211,937	368,166	149,261	7,280	211,625
全国シェア	4.8%	—	3.9%	5.4%	3.5%	2.7%	9.0%	5.4%	X	—	X	X	3.7%	2.9%	2.7%	6.7%	0.9%	1.1%	0.5%	0.8%	1.3%	—	3.5%	2.1%

	うずら				きじ				だちよう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	55	5	34	16	3	0	3	0	9	0	9	0	2	0	2	0	3	0	3	0
全国	612	12	570	30	196	0	161	35	192	0	159	33	72	0	65	7	89	0	82	7
全国シェア	9.0%	41.7%	6.0%	53.3%	1.5%	—	1.9%	—	4.7%	—	5.7%	—	2.8%	—	3.1%	—	3.4%	—	3.7%	—
頭羽数	1,862,305	1,350,000	139	512,166	16	0	16	0	21	0	21	0	X	0	X	0	9	0	9	0
全国	3,261,097	2,368,000	3,558	889,539	47,182	0	1,589	45,593	2,744	0	463	2,281	15,192	0	635	14,557	2,464	0	540	1,924
全国シェア	57.1%	57.0%	3.9%	57.6%	0.0%	—	1.0%	—	0.8%	—	4.5%	—	X	—	X	—	0.4%	—	1.7%	—

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちようの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	195	うち大規模	17
肉用	全体	261	うち大規模	9

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理者の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(乳用)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	194 (99.5%)	191 (97.9%)	195 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	260 (99.6%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	258 (98.9%)	261 (100.0%)	255 (97.7%)	243 (93.1%)	256 (98.1%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	192 (98.5%)	189 (96.9%)	193 (99.0%)	193 (99.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	17 (100.0%)	17 (100.0%)	195 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	242 (92.7%)	230 (88.1%)	255 (97.7%)	255 (97.7%)	260 (99.6%)	259 (99.2%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)	261 (100.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	195 (100.0%)	194 (99.5%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	193 (99.0%)	165 (84.6%)	194 (99.5%)	190 (97.4%)	195 (100.0%)	192 (98.5%)
遵守農場数(肉用)	261 (100.0%)	258 (98.9%)	258 (98.9%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	257 (98.5%)	232 (88.9%)	261 (100.0%)	254 (97.3%)	261 (100.0%)	251 (96.2%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	188 (96.4%)	165 (84.6%)	195 (100.0%)	188 (96.4%)	164 (84.1%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	194 (99.5%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	169 (86.7%)
遵守農場数(肉用)	244 (93.5%)	209 (80.1%)	260 (99.6%)	257 (98.5%)	223 (85.4%)	259 (99.2%)	261 (100.0%)	253 (96.9%)	261 (100.0%)	259 (99.2%)	245 (93.9%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	182 (93.3%)	184 (94.4%)	192 (98.5%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	187 (95.9%)	192 (98.5%)	191 (97.9%)	178 (91.3%)
遵守農場数(肉用)	236 (90.4%)	233 (89.3%)	253 (96.9%)	260 (99.6%)	260 (99.6%)	261 (100.0%)	260 (99.6%)	250 (95.8%)	247 (94.6%)	256 (98.1%)	239 (91.6%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発現時の出荷・移動の制限	③特定症状発現時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	190 (97.4%)	192 (98.5%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	260 (99.6%)	261 (100.0%)	248 (95.0%)	258 (98.9%)	258 (98.9%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)	195 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)	261 (100.0%)

③ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	173	うち大規模	18
肉用	全体	41	うち大規模	2

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(採卵)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)		
遵守農場数(肉用)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)		

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家さんの導入に関する記録の作成・保管	⑥家さんの移動に関する記録の作成・保管	⑦家さんの異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定
遵守農場数(採卵)	172 (99.4%)	171 (98.8%)	172 (99.4%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	172 (99.4%)	172 (99.4%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	38 (92.7%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)	39 (95.1%)	39 (95.1%)	39 (95.1%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)

	6獣医師等の健康管理指導	7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への必要のない者の立入制限	12他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	13衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数(採卵)	171 (98.8%)	168 (97.1%)	172 (99.4%)	172 (99.4%)	170 (98.3%)	171 (98.8%)	170 (98.3%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	170 (98.3%)
遵守農場数(肉用)	38 (92.7%)	39 (95.1%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)

	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	17海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	18飲用水の給与	19家さんを導入する際の健康観察等		20家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止				①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家さんの隔離の実施	
遵守農場数(採卵)	169 (97.7%)	167 (96.5%)	171 (98.8%)	173 (100.0%)	167 (96.5%)	172 (99.4%)	172 (99.4%)	171 (98.8%)	173 (100.0%)	172 (99.4%)	170 (98.3%)
遵守農場数(肉用)	39 (95.1%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)

	21家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃又は消毒等	23家きん舎への不必要な物品の持込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	26わずみ及び害虫の駆除	
	①家きん舎ごとの専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家きん舎内外での作業者の区別等	④汚れた靴の洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所修繕
遵守農場数(採卵)	167 (96.5%)	160 (92.5%)	164 (94.8%)	171 (98.8%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	163 (94.2%)	164 (94.8%)	173 (100.0%)	170 (98.3%)	171 (98.8%)
遵守農場数(肉用)	39 (95.1%)	38 (92.7%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	40 (97.6%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)

	27衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28家きん舎等施設の清掃及び消毒	29毎日の家さんの健康観察	30衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	31衛生管理区域から退出する車両の消毒	32衛生管理区域から撤出する物品の消毒等	33家きんの出荷又は移動時の健康観察	
	①わずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒						①家さんの移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止
遵守農場数(採卵)	169 (97.7%)	169 (97.7%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	171 (98.8%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	41 (100.0%)	39 (95.1%)	38 (92.7%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)

	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(採卵)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	172 (99.4%)
遵守農場数(肉用)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	39 (95.1%)

④ 馬

対象農場数			
全体	73	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)
	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管			
遵守農場数	72 (98.6%)	71 (97.3%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	72 (98.6%)	72 (98.6%)	73 (100.0%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与	
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)		
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持ち込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	70 (95.9%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	68 (93.2%)
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)	73 (100.0%)

※ 対象農場数は、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏のうちについては、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和7年4月1日現在)

総計	獣 医 師																獣医師以外の者
	合計 A+B+C	計 A	地 方 公 共 団 体									民 間 団 体				個人診療 C	
			都 道 府 県			保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他					
			本 庁	家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係								地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等		
148	137	116	11	0	3	0	77	25	0	0	0	0	0	0	0	21	11

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,729	1,729	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

三重県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和7年2月1日現在)

	牛												水牛			鹿			馬			めん羊		
	乳用				肉用				報告数			報告数			報告数			報告数						
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外				
農場数	29	5	0	24	167	17	2	148	0	0	0	0	6	0	4	2	56	0	19	37	13	0	10	3
全国	10,220	622	51	9,547	31,229	756	849	29,624	12	0	2	10	148	0	81	67	3,976	44	887	3,045	960	0	542	418
全国シェア	0.3%	0.8%	-	0.3%	0.5%	2.2%	0.2%	0.5%	-	-	-	-	4.1%	-	4.9%	3.0%	1.4%	-	2.1%	1.2%	1.4%	-	1.8%	0.7%
頭羽数	7,263	5,507	0	1,756	30,899	14,284	2	16,613	0	0	0	0	29	0	9	20	718	0	18	700	71	0	27	44
全国	1,267,042	387,925	45	879,072	2,360,520	849,807	831	1,508,882	130	0	2	128	3,059	0	153	2,906	74,214	22,623	886	50,705	24,741	0	1,336	23,405
全国シェア	0.6%	1.4%	-	0.2%	1.3%	1.7%	0.2%	1.1%	-	-	-	-	0.9%	-	5.9%	0.7%	1.0%	-	2.0%	1.4%	0.3%	-	2.0%	0.2%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	108	0	97	11	77	13	33	31	3	0	3	0	180	13	97	80	21	3	6	12	8	0	8	0
全国	5,089	0	4,340	749	5,569	846	1,792	2,931	205	0	185	20	12,012	489	8,741	2,782	3,631	345	299	2,987	865	8	790	67
全国シェア	2.1%	-	2.2%	1.5%	1.4%	1.5%	1.8%	1.1%	1.5%	-	1.6%	-	1.5%	2.7%	1.0%	2.9%	0.6%	0.9%	2.0%	0.4%	0.9%	-	1.0%	-
頭羽数	385	0	211	174	102,371	70,221	56	32,094	2	0	2	0	5,917,727	4,051,719	1,865	1,864,143	690,279	386,700	29	303,550	42	0	42	0
全国	21,050	0	9,024	12,026	8,813,468	6,002,071	2,464	2,808,933	735	0	306	429	188,821,158	146,149,630	137,871	42,533,657	154,708,442	51,491,498	5,007	103,211,937	368,166	149,261	7,280	211,625
全国シェア	1.8%	-	2.3%	1.4%	1.2%	1.2%	2.3%	1.1%	0.3%	-	0.7%	-	3.1%	2.8%	1.4%	4.4%	0.4%	0.8%	0.6%	0.3%	0.0%	-	0.6%	-

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	10	0	10	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	2	0	2	0
全国	612	12	570	30	196	0	161	35	192	0	159	33	72	0	65	7	89	0	82	7
全国シェア	1.6%	-	1.8%	-	1.0%	-	1.2%	-	1.0%	-	1.3%	-	1.4%	-	1.5%	-	2.2%	-	2.4%	-
頭羽数	107	0	107	0	X	0	X	0	X	0	X	0	X	0	X	0	X	0	X	0
全国	3,261,097	2,368,000	3,558	889,539	47,182	0	1,589	45,593	2,744	0	463	2,281	15,192	0	635	14,557	2,464	0	540	1,924
全国シェア	0.0%	-	3.0%	-	X	-	X	-	X	-	X	-	X	-	X	-	X	-	X	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちょうの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数										
	乳用	全体	29	うち大規模	5						
	肉用	全体	165	うち大規模	17						
	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(乳用)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	27 (93.1%)	29 (100.0%)	26 (89.7%)	25 (86.2%)	29 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	165 (100.0%)	162 (98.2%)	157 (95.2%)	165 (100.0%)	164 (99.4%)	165 (100.0%)	163 (98.8%)	165 (100.0%)	160 (97.0%)	161 (97.6%)	164 (99.4%)
	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	27 (93.1%)	24 (82.8%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	29 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	148 (89.7%)	124 (75.2%)	160 (97.0%)	162 (98.2%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	164 (99.4%)	164 (99.4%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)	163 (98.8%)
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	27 (93.1%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	28 (96.6%)
遵守農場数(肉用)	164 (99.4%)	162 (98.2%)	163 (98.8%)	165 (100.0%)	123 (74.5%)	165 (100.0%)	156 (94.5%)	163 (98.8%)	164 (99.4%)	165 (100.0%)	158 (95.8%)
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	26 (89.7%)	19 (65.5%)	29 (100.0%)	25 (86.2%)	23 (79.3%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	28 (96.6%)
遵守農場数(肉用)	156 (94.5%)	117 (70.9%)	165 (100.0%)	142 (86.1%)	117 (70.9%)	163 (98.8%)	165 (100.0%)	164 (99.4%)	158 (95.8%)	163 (98.8%)	159 (96.4%)
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	28 (96.6%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	28 (96.6%)	27 (93.1%)	29 (100.0%)	25 (86.2%)	27 (93.1%)
遵守農場数(肉用)	153 (92.7%)	156 (94.5%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	164 (99.4%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	159 (96.4%)	164 (99.4%)	149 (90.3%)	157 (95.2%)
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	
遵守農場数(乳用)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	25 (86.2%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	162 (98.2%)	165 (100.0%)	154 (93.3%)	122 (73.9%)	162 (98.2%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止										
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等							
遵守農場数(乳用)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)							
遵守農場数(肉用)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)							

④ 馬

対象農場数		
全体	37	うち大規模
		0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	37 (100.0%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)	35 (94.6%)	34 (91.9%)	37 (100.0%)	35 (94.6%)	37 (100.0%)	27 (73.0%)	27 (73.0%)	36 (97.3%)
	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管			
遵守農場数	22 (59.5%)	16 (43.2%)	35 (94.6%)	35 (94.6%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)	35 (94.6%)	32 (86.5%)	36 (97.3%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与	
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数	36 (97.3%)	36 (97.3%)	37 (100.0%)	36 (97.3%)	34 (91.9%)	31 (83.8%)	28 (75.7%)	36 (97.3%)	36 (97.3%)	37 (100.0%)	
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持ち込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の清掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	37 (100.0%)	35 (94.6%)	32 (86.5%)	27 (73.0%)	33 (89.2%)	36 (97.3%)	36 (97.3%)	37 (100.0%)	35 (94.6%)	33 (89.2%)	35 (94.6%)
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏れ防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	37 (100.0%)	37 (100.0%)	31 (83.8%)	29 (78.4%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)	36 (97.3%)	36 (97.3%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)

※ 対象農場数は、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏のうちについては、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和7年4月1日現在)

総計	獣 医 師																獣医師以外の者	
	合計 A+B+C	計 A	地 方 公 共 団 体									民 間 団 体				個人診療 C		
			都 道 府 県			保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他						
			本 庁	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他								地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等			地 方 衛 生 研 究 所
165	116	116	4	11	0	0	57	3	1	9	27	0	4	0	0	0	0	49

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
685	685	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

滋賀県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和7年2月1日現在)

	牛									水牛			鹿			馬			めん羊					
	乳用			肉用			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数					
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	26	2	0	24	94	10	1	83	0	0	0	0	0	0	0	62	5	8	49	26	0	19	7	
全国	10,220	622	51	9,547	31,229	756	849	29,624	12	0	2	10	148	0	81	67	3,976	44	887	3,045	860	0	542	418
全国シェア	0.3%	0.3%	-	0.3%	0.3%	1.3%	0.1%	0.3%	-	-	-	-	-	-	-	1.6%	11.4%	0.9%	1.6%	2.7%	-	3.5%	1.7%	
頭羽数	2,327	904	0	1,423	22,949	10,208	1	12,740	0	0	0	0	0	0	0	3,965	2,938	8	1,019	178	0	49	129	
全国	1,267,042	387,925	45	879,072	2,360,520	849,807	831	1,508,882	130	0	2	128	3,059	0	153	2,906	74,214	22,623	886	50,705	24,741	0	1,336	23,405
全国シェア	0.2%	0.2%	-	0.2%	1.0%	1.2%	0.1%	0.8%	-	-	-	-	-	-	-	5.3%	13.0%	0.9%	2.0%	0.7%	-	3.7%	0.6%	

	山羊			豚			いのしし			鶏			あひる											
	報告数			報告数			報告数			報告数			報告数											
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外									
農場数	48	0	41	7	20	0	17	3	2	0	2	0	126	0	99	27	22	0	10	12	11	1	9	1
全国	5,089	0	4,340	749	5,569	846	1,792	2,931	205	0	185	20	12,012	489	8,741	2,782	3,631	345	299	2,987	865	8	790	67
全国シェア	0.9%	-	0.9%	0.4%	0.4%	0.9%	0.1%	0.1%	1.0%	-	1.1%	-	1.0%	1.1%	1.0%	0.6%	0.6%	-	3.3%	0.4%	1.3%	12.5%	1.1%	1.5%
頭羽数	143	0	84	59	1,197	0	20	1,177	X	0	X	0	233,184	0	1,488	231,696	113,089	0	224	112,865	20,603	13,530	73	7,000
全国	21,050	0	9,024	12,026	8,813,468	6,002,071	2,464	2,808,933	735	0	306	429	188,821,158	146,149,630	137,871	42,533,657	154,708,442	51,491,498	5,007	103,211,937	368,166	149,261	7,280	211,625
全国シェア	0.7%	-	0.8%	0.5%	0.0%	-	0.8%	0.0%	X	-	X	-	0.1%	-	1.1%	0.5%	0.1%	-	4.5%	0.1%	5.6%	9.1%	1.0%	3.3%

	うずら			きじ			だちよう			ほろほろ鳥			七面鳥											
	報告数			報告数			報告数			報告数			報告数											
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外									
農場数	10	0	10	0	4	0	4	0	3	0	3	0	1	0	1	0	2	0	2	0	2	0	0	
全国	612	12	570	30	196	0	161	35	192	0	159	33	72	0	65	7	89	0	82	7	89	0	82	7
全国シェア	1.6%	-	1.8%	-	2.0%	-	2.5%	-	1.6%	-	1.9%	-	1.4%	-	1.5%	-	2.2%	-	2.4%	-	2.2%	-	2.4%	-
頭羽数	77	0	77	0	7	0	7	0	6	0	6	0	X	0	X	0	X	0	X	0	X	0	X	0
全国	3,261,097	2,368,000	3,558	889,539	47,182	0	1,589	45,593	2,744	0	463	2,281	15,192	0	635	14,557	2,464	0	540	1,924	0	540	1,924	0
全国シェア	0.0%	-	2.2%	-	0.0%	-	0.4%	-	0.2%	-	1.3%	-	X	-	X	-	X	-	X	-	-	-	X	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちようの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	26	うち大規模	2
肉用	全体	93	うち大規模	10

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理者の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(乳用)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	22 (84.6%)	26 (100.0%)	23 (88.5%)	18 (69.2%)	26 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	88 (94.6%)	93 (100.0%)	91 (97.8%)	39 (41.9%)	90 (96.8%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	12 (46.2%)	8 (30.8%)	15 (57.7%)	21 (80.8%)	25 (96.2%)	25 (96.2%)	25 (96.2%)	25 (96.2%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)	26 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	67 (72.0%)	52 (55.9%)	65 (69.9%)	67 (72.0%)	92 (98.9%)	92 (98.9%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	93 (100.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	26 (100.0%)	8 (30.8%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	16 (61.5%)	26 (100.0%)	14 (53.8%)	23 (88.5%)	8 (30.8%)
遵守農場数(肉用)	93 (100.0%)	24 (25.8%)	86 (92.5%)	92 (98.9%)	93 (100.0%)	91 (97.8%)	80 (86.0%)	93 (100.0%)	85 (91.4%)	93 (100.0%)	48 (51.6%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	9 (34.6%)	4 (15.4%)	22 (84.6%)	5 (19.2%)	2 (7.7%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	22 (84.6%)
遵守農場数(肉用)	34 (36.6%)	34 (36.6%)	60 (64.5%)	41 (44.1%)	26 (28.0%)	92 (98.9%)	93 (100.0%)	90 (96.8%)	93 (100.0%)	92 (98.9%)	65 (69.9%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	7 (26.9%)	9 (34.6%)	24 (92.3%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	23 (88.5%)	23 (88.5%)	11 (42.3%)	11 (42.3%)
遵守農場数(肉用)	19 (20.4%)	23 (24.7%)	46 (49.5%)	87 (93.5%)	80 (86.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	91 (97.8%)	93 (100.0%)	85 (91.4%)	87 (93.5%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	13 (50.0%)	26 (100.0%)	7 (26.9%)	5 (19.2%)	23 (88.5%)	26 (100.0%)	24 (92.3%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	91 (97.8%)	91 (97.8%)	48 (51.6%)	40 (43.0%)	87 (93.5%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)

④ 馬

対象農場数			
全体	54	うち大規模	5

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	54 (100.0%)	53 (98.1%)	54 (100.0%)	54 (100.0%)	48 (88.9%)	54 (100.0%)	51 (94.4%)	54 (100.0%)	45 (83.3%)	42 (77.8%)	50 (92.6%)
	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管			
遵守農場数	44 (81.5%)	38 (70.4%)	52 (96.3%)	53 (98.1%)	54 (100.0%)	54 (100.0%)	54 (100.0%)	53 (98.1%)	53 (98.1%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への立ち入らな者の衛生管理区域への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入らな者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入らな者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与	
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数	51 (94.4%)	51 (94.4%)	53 (98.1%)	53 (98.1%)	51 (94.4%)	50 (92.6%)	49 (90.7%)	53 (98.1%)	53 (98.1%)		
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入らな者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持ち込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の清掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	54 (100.0%)	54 (100.0%)	50 (92.6%)	48 (88.9%)	53 (98.1%)	54 (100.0%)	54 (100.0%)	54 (100.0%)	52 (96.3%)	52 (96.3%)	53 (98.1%)
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	51 (94.4%)	53 (98.1%)	49 (90.7%)	50 (92.6%)	53 (98.1%)	53 (98.1%)	52 (96.3%)	54 (100.0%)	54 (100.0%)	54 (100.0%)	54 (100.0%)

※ 対象農場数は、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏のうちについては、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しない」と報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和7年4月1日現在)

総計	獣 医 師																獣医師以外の者	
	合計 A+B+C	計 A	地 方 公 共 団 体									民 間 団 体				個人診療 C		
			都 道 府 県			保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他						
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所			
78	78	78	9	8	1	0	24	16	3	12	0	0	5	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
457	457	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

京都府

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和7年2月1日現在)

	牛									水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数				
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	
農場数	44	3	0	41	66	8	2	56	0	0	0	0	5	0	5	0	46	1	13	32	18	0	12	6	
全国	10,220	622	51	9,547	31,229	756	849	29,624	12	0	2	10	148	0	81	67	3,976	44	887	3,045	960	0	542	418	
全国シェア	0.4%	0.5%	-	0.4%	0.2%	1.1%	0.2%	0.2%	-	-	-	-	3.4%	-	6.2%	-	1.2%	2.3%	1.5%	1.1%	1.9%	-	2.2%	1.4%	
頭羽数	3,433	1,187	0	2,246	4,924	3,125	2	1,797	0	0	0	0	6	0	6	0	592	230	13	349	80	0	22	58	
全国	1,267,042	387,925	45	879,072	2,360,520	849,807	831	1,508,882	130	0	2	128	3,059	0	153	2,906	74,214	22,623	886	50,705	24,741	0	1,336	23,405	
全国シェア	0.3%	0.3%	-	0.3%	0.2%	0.4%	0.2%	0.1%	-	-	-	-	0.2%	-	3.9%	-	0.8%	1.0%	1.5%	0.7%	0.3%	-	1.6%	0.2%	

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	105	0	93	12	64	3	53	8	3	0	3	0	325	8	287	30	28	2	8	18	36	1	33	2
全国	5,089	0	4,340	749	5,569	846	1,792	2,931	205	0	185	20	12,012	489	8,741	2,782	3,631	345	299	2,987	865	8	790	67
全国シェア	2.1%	-	2.1%	1.6%	1.1%	3.0%	0.3%	0.5%	1.5%	-	1.6%	0.3%	2.7%	1.6%	3.3%	1.1%	0.8%	0.6%	2.7%	0.6%	4.2%	0.2%	4.2%	3.0%
頭羽数	323	0	173	150	11,392	10,318	65	1,009	4	0	4	0	1,760,678	1,617,471	4,245	138,962	557,617	293,000	297	264,320	33,732	25,000	214	8,518
全国	21,050	0	9,024	12,026	8,813,468	6,002,071	2,464	2,808,933	735	0	306	429	188,821,158	146,149,630	137,871	42,533,657	154,708,442	51,491,498	5,007	103,211,937	368,166	149,261	7,280	211,625
全国シェア	1.5%	-	1.8%	1.2%	0.1%	0.2%	2.8%	0.0%	0.5%	-	1.3%	-	0.9%	1.1%	3.1%	0.3%	0.4%	0.6%	5.9%	0.3%	9.2%	16.7%	2.9%	4.0%

	うずら				きじ				だちよう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	16	0	16	0	7	0	7	0	6	0	6	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
全国	612	12	570	30	196	0	161	35	192	0	159	33	72	0	65	7	89	0	82	7	89	0	82	7
全国シェア	2.6%	-	2.8%	-	3.6%	-	4.3%	-	3.1%	-	3.8%	-	4.2%	-	4.6%	-	3.4%	-	3.7%	-	3.4%	-	3.7%	-
頭羽数	107	0	107	0	15	0	15	0	11	0	11	0	10	0	10	0	3	0	3	0	3	0	3	0
全国	3,261,097	2,368,000	3,558	889,539	47,182	0	1,589	45,593	2,744	0	463	2,281	15,192	0	635	14,557	2,464	0	540	1,924	2,464	0	540	1,924
全国シェア	0.0%	-	3.0%	-	0.0%	-	0.9%	-	0.4%	-	2.4%	-	0.1%	-	1.6%	-	0.1%	-	0.6%	-	0.1%	-	0.6%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちようの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	44	うち大規模	3
肉用	全体	64	うち大規模	8

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(乳用)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	44 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	64 (100.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)

④ 馬

対象農場数			
全体	33	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)
	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管			
遵守農場数	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与	
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持ち込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)

※ 対象農場数は、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏のうちについては、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和7年4月1日現在)

総計	獣 医 師																獣医師以外の者	
	合計 A+B+C	計 A	地 方 公 共 団 体									民 間 団 体				個人診療 C		
			都 道 府 県			保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他						
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所			
92	61	61	7	0	4	3	32	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
775	775	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

大阪府

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和7年2月1日現在)

	牛									水牛			鹿			馬			めん羊					
	乳用				肉用				報告数			報告数			報告数			報告数						
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	22	0	1	21	10	0	0	10	0	0	0	0	1	0	1	0	34	0	8	26	15	0	11	4
全国	10,220	622	51	9,547	31,229	756	849	29,624	12	0	2	10	148	0	81	67	3,976	44	887	3,045	960	0	542	418
全国シェア	0.2%	-	2.0%	0.2%	0.0%	-	-	0.0%	-	-	-	-	0.7%	-	1.2%	-	0.9%	-	0.9%	0.9%	1.6%	-	2.0%	1.0%
頭羽数	1,052	0	1	1,051	742	0	0	742	0	0	0	0	X	0	X	0	835	0	8	827	120	0	26	94
全国	1,267,042	387,925	45	879,072	2,360,520	849,807	831	1,508,882	130	0	2	128	3,059	0	153	2,906	74,214	22,623	886	50,705	24,741	0	1,336	23,405
全国シェア	0.1%	-	2.2%	0.1%	0.0%	-	-	0.0%	-	-	-	-	X	-	X	-	1.1%	-	0.9%	1.6%	0.5%	-	1.9%	0.4%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	36	0	28	8	99	0	87	12	0	0	0	0	95	0	75	20	0	0	0	0	26	0	23	3
全国	5,089	0	4,340	749	5,569	846	1,792	2,931	205	0	185	20	12,012	489	8,741	2,782	3,631	345	299	2,987	865	8	790	67
全国シェア	0.7%	-	0.6%	1.1%	1.8%	-	4.9%	0.4%	0.8%	-	-	-	0.8%	-	0.9%	0.7%	-	-	-	-	3.0%	-	2.9%	4.5%
頭羽数	261	0	57	204	2,286	0	106	2,180	0	0	0	0	53,256	0	1,134	52,122	17	0	17	0	18,343	0	143	18,200
全国	21,050	0	9,024	12,026	8,813,468	6,002,071	2,464	2,808,933	735	0	306	429	188,821,158	146,149,630	137,871	42,533,657	154,708,442	51,491,498	5,007	103,211,937	368,166	149,261	7,280	211,625
全国シェア	1.2%	-	0.6%	1.7%	0.0%	-	4.3%	0.1%	-	-	-	-	0.0%	-	0.8%	0.1%	0.0%	-	0.3%	-	5.0%	-	2.0%	8.6%

	うずら				きじ				だちよう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	20	0	20	0	2	0	2	0	1	0	1	0	3	0	3	0	1	0	1	0
全国	612	12	570	30	196	0	161	35	192	0	159	33	72	0	65	7	89	0	82	7
全国シェア	3.3%	-	3.5%	-	1.0%	-	1.2%	-	0.5%	-	0.6%	-	4.2%	-	4.6%	-	1.1%	-	1.2%	-
頭羽数	114	0	114	0	X	0	X	0	X	0	X	0	12	0	12	0	X	0	X	0
全国	3,261,097	2,368,000	3,558	889,539	47,182	0	1,589	45,593	2,744	0	463	2,281	15,192	0	635	14,557	2,464	0	540	1,924
全国シェア	0.0%	-	3.2%	-	X	-	X	-	X	-	X	-	0.1%	-	1.9%	-	X	-	X	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちようの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数										
	乳用	全体	21	うち大規模	0						
	肉用	全体	10	うち大規模	0						
	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(乳用)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	20 (95.2%)	19 (90.5%)	21 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)
	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	21 (100.0%)	19 (90.5%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	0 -	0 -	21 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	10 (100.0%)	8 (80.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	0 -	0 -	10 (100.0%)
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	17 (81.0%)	20 (95.2%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	5 (50.0%)	9 (90.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	8 (80.0%)	10 (100.0%)
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	21 (100.0%)	11 (52.4%)	21 (100.0%)	20 (95.2%)	11 (52.4%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	18 (85.7%)
遵守農場数(肉用)	10 (100.0%)	7 (70.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	7 (70.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	20 (95.2%)	20 (95.2%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	18 (85.7%)	18 (85.7%)	20 (95.2%)
遵守農場数(肉用)	10 (100.0%)	9 (90.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	9 (90.0%)	9 (90.0%)	9 (90.0%)	9 (90.0%)
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	
遵守農場数(乳用)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	20 (95.2%)	19 (90.5%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止										
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等							
遵守農場数(乳用)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)							
遵守農場数(肉用)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)							

④ 馬

対象農場数			
全体	26	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	21 (80.8%)	22 (84.6%)	26 (100.0%)
	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管			
遵守農場数	20 (76.9%)	11 (42.3%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与	
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数	24 (92.3%)	24 (92.3%)	24 (92.3%)	24 (92.3%)	25 (96.2%)	24 (92.3%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	22 (84.6%)	26 (100.0%)	
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持ち込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の掃除	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	26 (100.0%)	26 (100.0%)	20 (76.9%)	19 (73.1%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	17 (65.4%)	26 (100.0%)
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	26 (100.0%)	26 (100.0%)	23 (88.5%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)

※ 対象農場数は、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏のうちについては、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和7年4月1日現在)

総計	獣 医 師																	獣医師以外の者
	合計 A+B+C	計 A	地 方 公 共 団 体									民 間 団 体					個人診療 C	
			都 道 府 県			保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他						
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所			
54	54	53	5	0	5	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
377	365	12	96.8%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

兵庫県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和7年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	173	6	0	167	1,024	17	24	983	1	0	0	1	3	0	3	0	65	2	17	46	24	0	13	11
全国	10,220	622	51	9,547	31,229	756	849	29,624	12	0	2	10	148	0	81	67	3,976	44	887	3,045	960	0	542	418
全国シェア	1.7%	1.0%	-	1.7%	3.3%	2.2%	2.8%	3.3%	8.3%	-	-	10.0%	2.0%	-	3.7%	-	1.6%	4.5%	1.9%	1.5%	2.5%	-	2.4%	2.6%
頭羽数	11,278	2,293	0	8,985	58,287	14,127	24	44,136	X	0	0	X	8	0	8	0	2,014	1,151	17	846	360	0	36	324
全国	1,267,042	387,925	45	879,072	2,360,520	849,807	831	1,509,882	130	0	2	128	3,059	0	153	2,906	74,214	22,623	886	50,705	24,741	0	1,336	23,405
全国シェア	0.9%	0.6%	-	1.0%	2.5%	1.7%	2.9%	2.9%	X	-	-	X	0.3%	-	5.2%	-	2.7%	5.1%	1.9%	1.7%	1.5%	-	2.7%	1.4%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	94	0	82	12	79	2	60	17	10	0	7	3	287	13	199	75	76	7	4	65	35	0	33	2
全国	5,089	0	4,340	749	5,569	846	1,792	2,931	205	0	185	20	12,012	489	8,741	2,782	3,631	345	299	2,987	865	8	790	67
全国シェア	1.8%	-	1.9%	1.6%	1.4%	0.2%	3.3%	0.6%	4.9%	-	3.8%	15.0%	2.4%	2.7%	2.3%	2.7%	2.1%	2.0%	1.3%	2.2%	4.0%	-	4.2%	3.0%
頭羽数	343	0	160	183	19,222	11,884	81	7,257	81	0	12	69	6,465,025	5,445,002	3,442	1,016,581	2,723,339	1,019,900	140	1,703,299	3,129	0	329	2,800
全国	21,050	0	9,024	12,026	8,813,468	6,002,071	2,464	2,808,933	735	0	306	429	188,821,158	146,149,630	137,871	42,533,657	154,708,442	51,491,498	5,007	103,211,937	368,166	149,261	7,280	211,625
全国シェア	1.6%	-	1.8%	1.5%	0.2%	0.2%	3.3%	0.3%	11.0%	-	3.9%	16.1%	3.4%	3.7%	2.5%	2.4%	1.8%	2.0%	2.8%	1.7%	0.8%	-	4.5%	1.3%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	28	0	28	0	4	0	4	0	7	0	6	1	3	0	3	0	1	0	1	0
全国	612	12	570	30	196	0	161	35	192	0	159	33	72	0	65	7	89	0	82	7
全国シェア	4.6%	-	4.9%	-	2.0%	-	2.5%	-	3.6%	-	3.8%	3.0%	4.2%	-	4.6%	-	1.1%	-	1.2%	-
頭羽数	164	0	164	0	33	0	33	0	38	0	18	20	15	0	15	0	X	0	X	0
全国	3,261,097	2,368,000	3,558	889,539	47,182	0	1,589	45,593	2,744	0	463	2,281	15,192	0	635	14,557	2,464	0	540	1,924
全国シェア	0.0%	-	4.6%	-	0.1%	-	2.1%	-	1.4%	-	3.9%	0.9%	0.1%	-	2.4%	-	X	-	X	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
 - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
 - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	173	うち大規模	6
肉用	全体	1,000	うち大規模	17

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	171 (98.8%)	173 (100.0%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	119 (68.8%)	120 (69.4%)	166 (96.0%)		
遵守農場数(肉用)	1,000 (100.0%)	1,000 (100.0%)	1,000 (100.0%)	1,000 (100.0%)	996 (99.6%)	998 (99.8%)	996 (99.6%)	999 (99.9%)	981 (98.1%)	983 (98.3%)	995 (99.5%)		

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	158 (91.3%)	129 (74.6%)	169 (97.7%)	171 (98.8%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	172 (99.4%)	4 (66.7%)	4 (66.7%)	173 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	987 (98.7%)	943 (94.3%)	997 (99.7%)	998 (99.8%)	999 (99.9%)	998 (99.8%)	998 (99.8%)	998 (99.8%)	17 (100.0%)	17 (100.0%)	998 (99.8%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	172 (99.4%)	164 (94.8%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	171 (98.8%)	165 (95.4%)	156 (90.2%)	173 (100.0%)	172 (99.4%)	170 (98.3%)	145 (83.8%)
遵守農場数(肉用)	998 (99.8%)	994 (99.4%)	993 (99.3%)	996 (99.6%)	999 (99.9%)	984 (98.4%)	943 (94.3%)	1,000 (100.0%)	997 (99.7%)	999 (99.9%)	975 (97.5%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	169 (97.7%)	155 (89.6%)	172 (99.4%)	126 (72.8%)	123 (71.1%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	170 (98.3%)
遵守農場数(肉用)	991 (99.1%)	964 (96.4%)	998 (99.8%)	968 (96.8%)	884 (88.4%)	998 (99.8%)	997 (99.7%)	978 (97.8%)	998 (99.8%)	996 (99.6%)	978 (97.8%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	155 (89.6%)	160 (92.5%)	170 (98.3%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	170 (98.3%)	168 (97.1%)	163 (94.2%)	170 (98.3%)	171 (98.8%)
遵守農場数(肉用)	967 (96.7%)	979 (97.9%)	995 (99.5%)	993 (99.3%)	997 (99.7%)	996 (99.6%)	996 (99.6%)	995 (99.5%)	991 (99.1%)	987 (98.7%)	989 (98.9%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	129 (74.6%)	173 (100.0%)	148 (85.5%)	132 (76.3%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	169 (97.7%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	987 (98.7%)	1,000 (100.0%)	982 (98.2%)	968 (96.8%)	995 (99.5%)	998 (99.8%)	998 (99.8%)	1,000 (100.0%)	1,000 (100.0%)	998 (99.8%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	999 (99.9%)	1,000 (100.0%)	1,000 (100.0%)	1,000 (100.0%)

④ 馬

対象農場数			
全体	48	うち大規模	2

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	48 (100.0%)	47 (97.9%)	47 (97.9%)	47 (97.9%)	45 (93.8%)	46 (95.8%)	42 (87.5%)	46 (95.8%)	39 (81.3%)	39 (81.3%)	45 (93.8%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	37 (77.1%)	28 (58.3%)	46 (95.8%)	47 (97.9%)	47 (97.9%)	46 (95.8%)	47 (97.9%)	45 (93.8%)	43 (89.6%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	45 (93.8%)	45 (93.8%)	46 (95.8%)	47 (97.9%)	43 (89.6%)	43 (89.6%)	39 (81.3%)	43 (89.6%)	44 (91.7%)	46 (95.8%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	47 (97.9%)	44 (91.7%)	43 (89.6%)	32 (66.7%)	45 (93.8%)	46 (95.8%)	47 (97.9%)	47 (97.9%)	45 (93.8%)	44 (91.7%)	45 (93.8%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	46 (95.8%)	48 (100.0%)	44 (91.7%)	37 (77.1%)	42 (87.5%)	48 (100.0%)	45 (93.8%)	46 (95.8%)	47 (97.9%)	46 (95.8%)	47 (97.9%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
 ※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和7年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者	
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体						個人診療		
		計 A	都 道 府 県			地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所	保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他			
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他															
92	92	92	14	0	2	10	46	16	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,914	1,914	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

奈良県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和7年2月1日現在)

	牛									水牛			鹿			馬			めん羊					
	乳用			肉用			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数					
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	26	1	0	25	26	2	0	24	0	0	0	0	2	0	2	0	20	0	5	15	7	0	4	3
全国	10,220	622	51	9,547	31,229	756	849	29,624	12	0	2	10	148	0	81	67	3,976	44	887	3,045	960	0	542	418
全国シェア	0.3%	0.2%	-	0.3%	0.1%	0.3%	-	0.1%	-	-	-	-	1.4%	0	2.5%	-	0.5%	-	0.6%	0.5%	0.7%	-	0.7%	0.7%
頭羽数	2,812	1,270	0	1,542	3,282	1,500	0	1,782	0	0	0	0	X	0	X	0	283	0	5	278	110	0	10	100
全国	1,267,042	387,925	45	879,072	2,360,520	849,807	831	1,508,882	130	0	2	128	3,059	0	153	2,906	74,214	22,623	886	50,705	24,741	0	1,336	23,405
全国シェア	0.2%	0.3%	-	0.2%	0.1%	0.2%	-	0.1%	-	-	-	-	X	0	X	-	0.4%	-	0.6%	0.5%	0.4%	-	0.7%	0.4%

	山羊			豚			いのしし			鶏				あひる										
	報告数			報告数			報告数			報告数				報告数										
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	採卵	肉用	うち大規模	うち小規模	うち左記以外							
農場数	45	0	43	23	0	16	7	0	0	0	0	89	1	53	35	7	0	0	7	8	0	6	2	
全国	5,089	0	4,340	749	5,569	846	1,792	2,931	205	0	185	20	12,012	489	8,741	2,782	3,631	345	299	2,987	865	8	790	67
全国シェア	0.9%	-	1.0%	0.3%	0.4%	0.9%	0.2%	0.2%	0.7%	0.2%	0.6%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.9%	-	0.8%	3.0%	
頭羽数	145	0	92	53	3,255	0	20	3,235	0	0	0	0	300,359	100,266	642	199,451	63,001	0	0	63,001	6,651	0	51	6,800
全国	21,050	0	9,024	12,026	8,813,468	6,002,071	2,464	2,808,933	735	0	306	429	188,821,158	146,149,630	137,871	42,533,657	154,708,442	51,491,498	5,007	103,211,937	368,166	149,261	7,280	211,625
全国シェア	0.7%	-	1.0%	0.4%	0.0%	-	0.8%	0.1%	-	-	-	-	0.2%	0.1%	0.5%	0.5%	0.0%	-	-	0.1%	1.8%	-	0.7%	3.1%

	うずら			きじ			だちよう			ほろほろ鳥			七面鳥			
	報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	
農場数	11	0	11	4	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
全国	612	12	570	30	196	0	161	35	192	0	159	33	72	0	65	7
全国シェア	1.8%	-	1.9%	-	2.0%	-	1.9%	2.9%	-	-	-	-	-	-	-	-
頭羽数	101	0	101	0	122	0	12	110	0	0	0	0	0	110	0	0
全国	3,261,097	2,368,000	3,558	889,539	47,182	0	1,589	45,593	2,744	0	463	2,281	15,192	0	635	14,557
全国シェア	0.0%	-	2.8%	-	0.3%	-	0.8%	0.2%	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちようの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	26	うち大規模	1
肉用	全体	26	うち大規模	2

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(乳用)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	26 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	25 (96.2%)	25 (96.2%)	25 (96.2%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)	26 (100.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	26 (100.0%)	24 (92.3%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	24 (92.3%)
遵守農場数(肉用)	26 (100.0%)	24 (92.3%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	23 (88.5%)	22 (84.6%)	26 (100.0%)	24 (92.3%)	23 (88.5%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)
遵守農場数(肉用)	23 (88.5%)	22 (84.6%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	22 (84.6%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	23 (88.5%)	24 (92.3%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	24 (92.3%)	25 (96.2%)	24 (92.3%)	26 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	25 (96.2%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	25 (96.2%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発現時の出荷・移動の制限	③特定症状発現時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	24 (92.3%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	25 (96.2%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	24 (92.3%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)

④ 馬

対象農場数			
全体	15	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	15 (100.0%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	13 (86.7%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	13 (86.7%)
	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管			
遵守農場数	11 (73.3%)	9 (60.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与	
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	13 (86.7%)	13 (86.7%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持ち込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	15 (100.0%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	13 (86.7%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	13 (86.7%)	12 (80.0%)	12 (80.0%)
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	13 (86.7%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	12 (80.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)

※ 対象農場数は、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏のうちについては、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しない」と報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和7年4月1日現在)

総計	獣 医 師																獣医師以外の者	
	合計 A+B+C	計 A	地 方 公 共 団 体									民 間 団 体				個人診療 C		
			都 道 府 県			保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他						
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所			
45	42	41	6	2	0	0	20	11	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
268	268	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

和歌山県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和7年2月1日現在)

	牛									水牛			鹿			馬			めん羊					
	乳用				肉用				報告数			報告数			報告数			報告数						
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	5	1	0	4	38	1	1	36	1	0	0	1	2	0	1	1	17	0	4	13	6	0	5	1
全国	10,220	622	51	9,547	31,229	756	849	29,624	12	0	2	10	148	0	81	67	3,976	44	887	3,045	960	0	542	418
全国シェア	0.0%	0.2%	-	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	8.3%	-	-	10.0%	1.4%	0	1.2%	1.5%	0.4%	-	0.5%	0.4%	0.6%	-	0.9%	0.2%
頭羽数	517	380	0	137	2,669	651	1	2,017	X	0	0	X	X	0	X	X	89	0	4	85	20	0	11	9
全国	1,267,042	387,925	45	879,072	2,360,520	849,807	831	1,508,882	130	0	2	128	3,059	0	153	2,906	74,214	22,623	886	50,705	24,741	0	1,336	23,405
全国シェア	0.0%	0.1%	-	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	X	-	-	X	X	0	X	X	0.1%	-	0.5%	0.2%	0.1%	-	0.8%	0.0%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	61	0	55	6	25	0	18	7	10	0	9	1	125	1	96	26	25	0	1	24	10	0	8	2
全国	5,089	0	4,340	749	5,569	846	1,792	2,931	205	0	185	20	12,012	489	8,741	2,782	3,631	345	299	2,987	865	8	790	67
全国シェア	1.2%	-	1.3%	0.8%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	4.9%	-	4.9%	5.0%	1.0%	0.2%	1.1%	1.0%	0.7%	-	0.3%	0.8%	1.2%	-	1.0%	3.0%
頭羽数	166	0	104	62	1,216	0	23	1,193	50	0	30	20	261,438	100,000	1,860	159,578	365,848	0	21	365,827	7,565	0	125	7,440
全国	21,050	0	9,024	12,026	8,813,468	6,002,071	2,464	2,808,933	735	0	306	429	188,821,158	146,149,630	137,871	42,533,657	154,708,442	51,491,498	5,007	103,211,937	368,166	149,261	7,280	211,625
全国シェア	0.8%	-	1.2%	0.5%	0.0%	-	0.9%	0.0%	6.8%	-	9.8%	4.7%	0.1%	0.1%	1.3%	0.4%	0.2%	-	0.4%	0.4%	2.1%	-	1.7%	3.5%

	うずら				きじ				だちよう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	5	0	5	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	
全国	612	12	570	30	196	0	161	35	192	0	159	33	72	0	65	7	89	0	82	7
全国シェア	0.8%	-	0.9%	-	-	-	-	-	0.5%	-	0.6%	-	-	-	-	-	1.1%	-	1.2%	-
頭羽数	23	0	23	0	0	0	0	0	X	0	X	-	300	0	0	300	X	0	X	0
全国	3,261,097	2,368,000	3,558	889,539	47,182	0	1,589	45,593	2,744	0	463	2,281	15,192	0	635	14,557	2,464	0	540	1,924
全国シェア	0.0%	-	0.6%	-	-	-	-	-	X	-	X	-	2.0%	-	-	-	X	-	X	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちようの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数										
	乳用	全体	5	うち大規模	1						
	肉用	全体	37	うち大規模	1						
	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理者の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(乳用)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	3 (60.0%)	4 (80.0%)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	37 (100.0%)	35 (94.6%)	35 (94.6%)	36 (97.3%)	32 (86.5%)	33 (89.2%)	20 (54.1%)	35 (94.6%)	28 (75.7%)	25 (67.6%)	32 (86.5%)
	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	0 -	0 -	4 (80.0%)
遵守農場数(肉用)	20 (54.1%)	14 (37.8%)	34 (91.9%)	35 (94.6%)	36 (97.3%)	35 (94.6%)	33 (89.2%)	28 (75.7%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	32 (86.5%)
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	4 (80.0%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	3 (60.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	3 (60.0%)
遵守農場数(肉用)	32 (86.5%)	29 (78.4%)	31 (83.8%)	32 (86.5%)	34 (91.9%)	29 (78.4%)	31 (83.8%)	37 (100.0%)	36 (97.3%)	36 (97.3%)	21 (56.8%)
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	4 (80.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)
遵守農場数(肉用)	19 (51.4%)	14 (37.8%)	34 (91.9%)	21 (56.8%)	15 (40.5%)	33 (89.2%)	33 (89.2%)	31 (83.8%)	35 (94.6%)	37 (100.0%)	35 (94.6%)
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	4 (80.0%)	-	4 (80.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	3 (60.0%)
遵守農場数(肉用)	20 (54.1%)	19 (51.4%)	34 (91.9%)	31 (83.8%)	34 (91.9%)	37 (100.0%)	30 (81.1%)	23 (62.2%)	28 (75.7%)	21 (56.8%)	29 (78.4%)
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	
遵守農場数(乳用)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	
遵守農場数(肉用)	29 (78.4%)	37 (100.0%)	17 (45.9%)	21 (56.8%)	30 (81.1%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)	
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止										
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等							
遵守農場数(乳用)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)							
遵守農場数(肉用)	37 (100.0%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)	37 (100.0%)							

④ 馬

対象農場数			
全体	13	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	5 (38.5%)	12 (92.3%)	4 (30.8%)	4 (30.8%)	4 (30.8%)
	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管			
遵守農場数	5 (38.5%)	5 (38.5%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	7 (53.8%)	12 (92.3%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与	
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数	12 (92.3%)	9 (69.2%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	5 (38.5%)	6 (46.2%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)		
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持ち込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の掃除	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	12 (92.3%)	12 (92.3%)	10 (76.9%)	6 (46.2%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	8 (61.5%)	8 (61.5%)	11 (84.6%)
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	5 (38.5%)	12 (92.3%)	6 (46.2%)	9 (69.2%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)

※ 対象農場数は、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏のうちについては、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しない」と報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和7年4月1日現在)

総計	獣 医 師																獣医師以外の者	
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体						個人診療 C
		都 道 府 県										計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他			
		本 庁			地方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所	保 健 所	市 町 村					そ の 他		
家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他																
43	43	43	5	1	0	0	23	10	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
333	332	1	99.7%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数